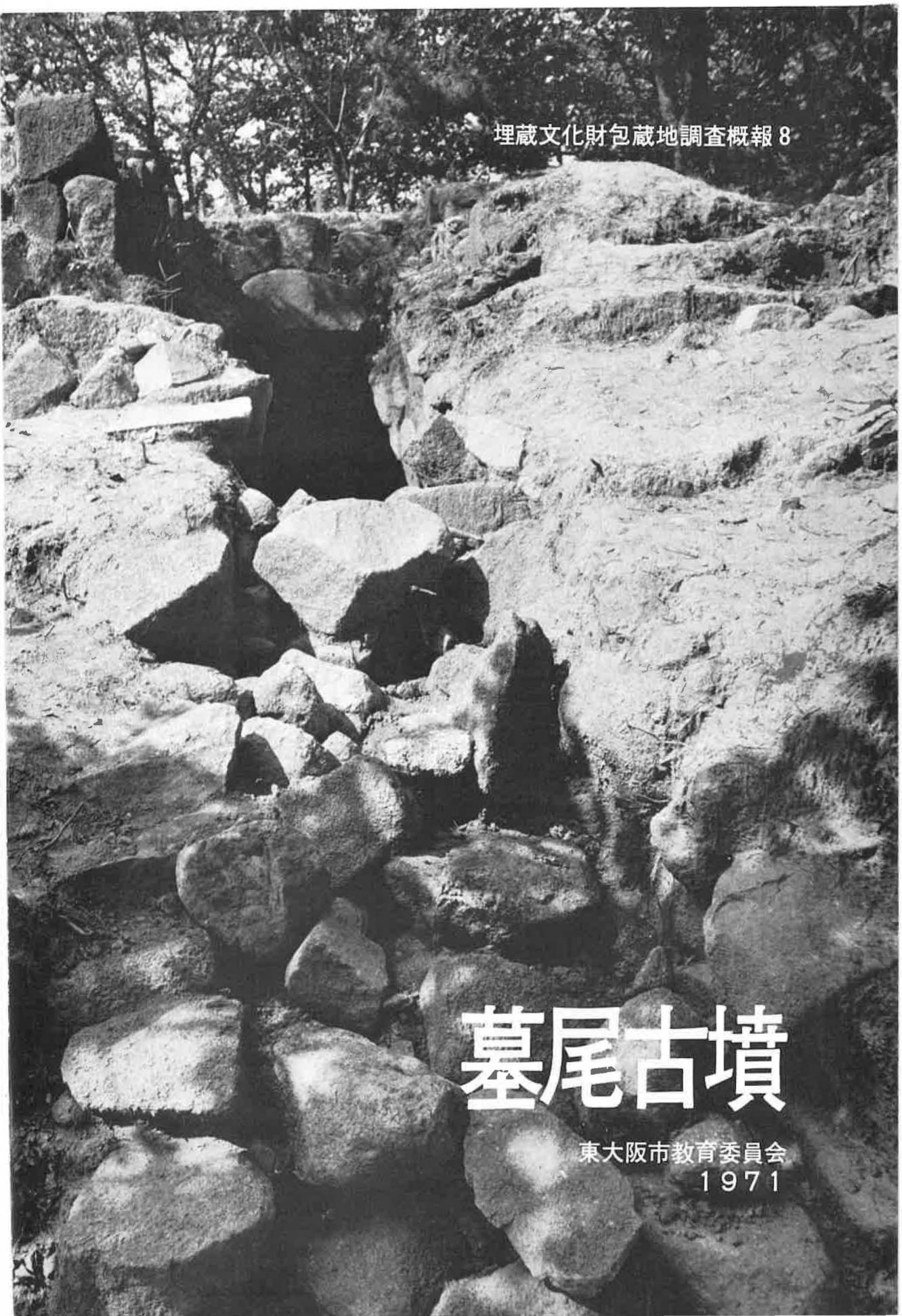

埋蔵文化財包蔵地調査概報 8

墓尾古墳

東大阪市教育委員会
1971

刊行のことば

東大阪市教育委員会
教育長　益倉辰次郎

総数100カ所をこえる本市域所在の埋蔵文化財包蔵地の中には，学界著名の遺跡も少なからずふくまれています。上石切町に所在した墓尾古墳もその一つであり，狭長な横穴式石室に須恵質棺をおさめた特異な古墳として古墳研究の上に重要な資料を提供して来ました。

昭和44年3月，この古墳をふくむ土地を宅地にしたい旨所有者より申出があり，本市では極力保存を要望しました。しかし設計の都合上どうしても不可能であるという意向であるため，同年6月，市費をもって記録作成のための発掘調査を実施しました。その結果，本古墳が稀有の構造をもつことがわかり，古墳研究の上からどうしても保存する必要のある重要な遺跡である点から大阪府教育委員会文化財保護課とはかり，史跡指定による保存を文化庁に要望する一方，所有者にその旨を伝えてご協力をおねがいしました。この間「墓尾古墳群を守る会」が結成され，市と歩調を合わせて保存運動を進めていただいたことも忘れてはなりません。こうした経過の中で，遂に昭和45年5月，本古墳は突如として破壊されるという悲しい結末を見ることになり，民有地における遺跡の保存がいかにむずかしい問題であるかを体験するとともに，本市域に多数遺存する古墳について，万全の対策をもって保存することの必要を痛感いたしております。

本冊子は，こうした経過の中に消滅した今は亡き墓尾古墳の記録であります。現地における調査から資料の整理，検討，概報の執筆まで進めてもらった原田　修君以下諸君の労苦に感謝するとともに，今後の古墳研究に重要な役割を果たす本古墳を保存できなかった責任に対して，本概報を以てせめてもの償いにしたいと存じます。

例　　言

1．この冊子は，昭和44年度文化財保護事業として実施した，東大阪市上石切町に所在した墓尾古墳の調査概報である。

2．調査は東大阪市教育委員会を主体とし，同嘱託（現主幹）藤井直正が担当者となり原田　修君（現在東大阪市教育委員会文化財担当職員）を調査員として実施し，奥井哲秀・北野　保両君のほか，府立花園高等学校地歴部・大阪商業大学付属高等学校郷土研究部諸君の協力を得た。

3．本概報の執筆は原田　修が担当した。

墓　尾　古　墳

目　　次

刊行のことば　　教育長　益倉辰次郎
例　　言
Ⅰ　はしがき……4
Ⅱ　古墳の位置……5
Ⅲ　調査の経過……7
Ⅳ　調査の概要
　1　墳　　丘……9
　2　石　　室……10
　3　出土遺物……11
Ⅴ　考　　察
　1　古墳築造の時期……14
　2　合葬の計画性……14
　3　石組外装の方墳……14
　4　墳丘・石室の規格……14

第1図　北方より墳丘を望む

Ⅰ はしがき

河内平野という豊かな生産地帯をもつ生駒山地西ろくは，全国的に見ても後期古墳群の集中する地域の一つである。この古墳群のほぼ北限に当たる現在の東大阪市上石切町に墓尾（はかのお）古墳群がある。墓尾古墳群は，戦後間もない昭和24年，当地在住の故高野荘作氏が自宅附近の山林を開墾中，偶然遺物を発見され，当時，大阪府教育委員会の委嘱により，末永雅雄博士・森　浩一・上田舒諸氏によって緊急調査が行なわれた1)。

調査の結果，５基の古墳の存在が確認されるに至り，当地としては珍しい狭長な横穴式石室を内部構造とし，四注式須恵質棺に木棺を併用している古墳時代も最末期の小古墳群であること等が判明し，以後，古墳時代研究の上に重要な位置を占めるに至った。

しかし調査された計５基の中，当時４基が破壊を受け，幸にして１基（３号墳）のみが現在まで残存してきたが，昭和44年３月，３号古墳を含む敷地を宅地に造成したい旨土地所有者より相談があった。市教育委員会では，極力敷地内に現状のまま保存して欲しい旨を要望したが，住宅設計上どうしても保存できないとの意向が伝えられた。このため，土地所有者に対し，文化財保護法第57条の２に定められた「土木工事による遺跡発掘届」の提出を求め，記録保存の見地に立ち，正確な石室実測図の作成と以前の調査では手がつけられなかった墳丘と閉塞部の調査を合わせ行ない，墳丘・石室の築造方法等の解明に重点を置いた。

この調査は，東大阪市教育委員会を主体として，市教委嘱託藤井直正（現主幹）が担当し，現場における作業は，主として原田　修・奥井哲秀・北野　保の３名が行ない，他に大阪府立花園高等学校地歴部，大阪商業大学附属高等学校郷土研究部の生徒諸君の参加協力をえ，昭和44年６月１日より同月30日までの間に実施し，９月に行なった補足調査をもって一応の調査を終了した。

調査の結果，後に概述する様に，これまでの成果に加え，墳丘部の調査では，墳形が３段築成の截頭方錐形の方墳であることが判明し，石室の調査では，羨道が極めて良好に遺り，玄室と同長に近い規模を有することをはじめとして，古墳築成の上に新しい貴重な知見を得ることができた。

教育委員会では，これらの成果の重要性にかんがみ，再び土地所有者との折衝を行い，保存して欲しい旨を要望したがどうしても現地にのこすことが出来ないとの意向が伝えられた。そのため，教育委員会では，45年度当初予算に古墳移築関係経費50万円を要求する一方，文化庁・大阪府教育委員会に対し，史跡指定，及び土地の買収を要望し，年を越した45年４月，文化庁重要遺跡緊急指定特別委員会において史跡に指定して保存する旨の決定を見た。この間，土地所有者と度々の折衝を行ない，工事開始を出来る限り保存の具体策が出るまで延期して欲しい旨を申し入れたが，遂に５月20日，墓尾古墳群中，唯一の古墳として残存してきた３号墳は，工事開始によって破壊される運命となった。その後，手元に残る記録は写真と実測図となってしまったが，一日も早く調査の成果を報告する義務を果たす意味において本概報を刊行することとした。

末尾であるが，調査に対し，土地所有者河田宜雄氏，川楠建築設計事務所大野林造氏には現地での自由な調査を許され，作業には地元の高野氏に色々とお世話を頂いた。諸氏の御厚意に対しあつく御礼申し上げたい。

1）森　浩一・上田　舒「大阪府枚岡市石切町墓尾古墳群の調査」『古代学研究』第23号所収

Ⅱ　古墳の位置

墓尾古墳群は，東大阪市上石切町（旧中河内郡大戸(おおえ)村大字石切），地籍の上では上石切町１丁目1423―2～4，9～11番地にまたがっている。墓尾古墳群の名称は，小字墓尾の名をとって付けられたものである。

生駒山地西ろくでは，谷口に複合扇状地が発達しており，古墳群の形成は，尾根上，扇状地形の上半部，同末端部の三つに概して分類することでき，中でも，扇状地形の上半部がもっとも多い。墓尾古墳群は，生駒山に源を発する深い渓谷の一つ辻子(ずし)谷（音川）谷口の北に平野部へ突き出た尾根状台地の南端に，谷川と平行して営まれていて，標高約150～160mを計る位置にあたる。ちょうど，現在の近鉄奈良線石切駅の東方約150mの地点である（第２図）。

古墳群を構成する５基は，昭和24年当時の調査観察では，東西50～60mの間に群集し，東（上方）より５号墳と４号墳，さらに北と南に各々１号墳，２号墳があり，最も低い位置に３号墳が存在していて，標高差にして約10m前後である。

墓尾古墳群は，生駒山の西ろくでももっとも北に所在する後期の小古墳群ということができ，北に隣接する大東・四条畷両市にかけて顕著な例は見られない。周辺の古墳としては，本古墳群の北約１km，標高380mを測る尾根上に，本古墳群より若干時期の下る切石巨石墳のイノラムキ古墳1)が単独に存在し，辻子谷の扇状地中央部に11体もの埋葬で知られた大籔古墳2)があり，後期家族墳の性格を示す著名な古墳として知られている。また南の額田谷との間には数基からなる一支群があり，中には双円墳として知られる夫婦塚古墳が含まれ，墓尾古墳群より古い６世紀後半にかかるものと考えられている。これより以南は，10基位の単位を以って山畑古墳群（約50基），更に南の大型群集墳である高安古墳群へ続いている。

古い時期のものとしては，５世紀後半に築造され前方後円墳で古式の石室を持つ芝山古墳や3)塚山古墳4)，大東市には竪穴式石室を持つ堂ノ山古墳5)等を周辺に配している。更に墓尾古墳群の周辺では，奈良～平安時代にかかる蔵骨器の出土6)が幾例か知られ，後期でも古い時期の古墳と新しい最末期古墳とそれ以降の遺物出土の混在する地域として今後検討される問題の多い地域でもある。

1）藤井直正ほか『原始・古代の枚岡』第１部各説，昭和41年
2）『金山古墳および大籔古墳の調査』，大阪府文化財調査報告書　第２輯，昭和28年
3）William Gowland "The Dolmens and Burial Mound in Japan"，明治30年
Willam Gowland "The Dolmens of Japan and their Buiders"，明治32年
森浩一氏『古墳の発掘』中公新書，昭和40年
4）藤井直正ほか『原始・古代の枚岡』第１部各説，昭和41年
5）『大東市そのむかしをたずねて』大東市教育委員会，昭和46年
6）墓尾古墳のすぐ西方の松林が整地された際，二個の須恵質蔵骨容器が出土した。その１は，有蓋壺で，口径12.4cm，胴径19cm，高さ11cmを測る高台付の壺に，口径14.4cm，高さ3.5cmの扁平な宝珠形のつまみを持つ蓋をかぶせている。内部に火葬骨があり，奈良時代のものである。2'は，破片であるが，高さ35cm，胴径28.8cm，底径15.5cmの平底の肩に２つの把手を持つ壺である。
　さらに西方の辻子谷扇状地北岸からは，明治初年に，凝灰岩の石材（蔵骨容器）と共に２枚の埴質製墓誌板が出土した。２枚の内１枚しか現存せず，縦28.5cm，横9.3cm，厚さは0.8cmを計る重要な墓誌板資料である。
　さらに，北西に位置する丘，正法寺山の南斜面からも須恵質蔵骨器が出土しており，これと共に径10cmの土師器皿が伴出していて，奈良時代のものである。なお，この壺の出土状態は，木炭の充満した約１尺ぐらいの墓坑より出土したという。
　また墓尾古墳の南方の，現在五洲閑のある所の西方で，埴質有蓋把手付壺（口径14cm，高さ21cm，底径14.5cmの高台付）に蓋を持つ出土例がある。
この様に墓尾古墳群をとりまいて，奈良時代を中心とした蔵骨器の出土が目立ち，周辺が引続き火葬墓地として利用されている。

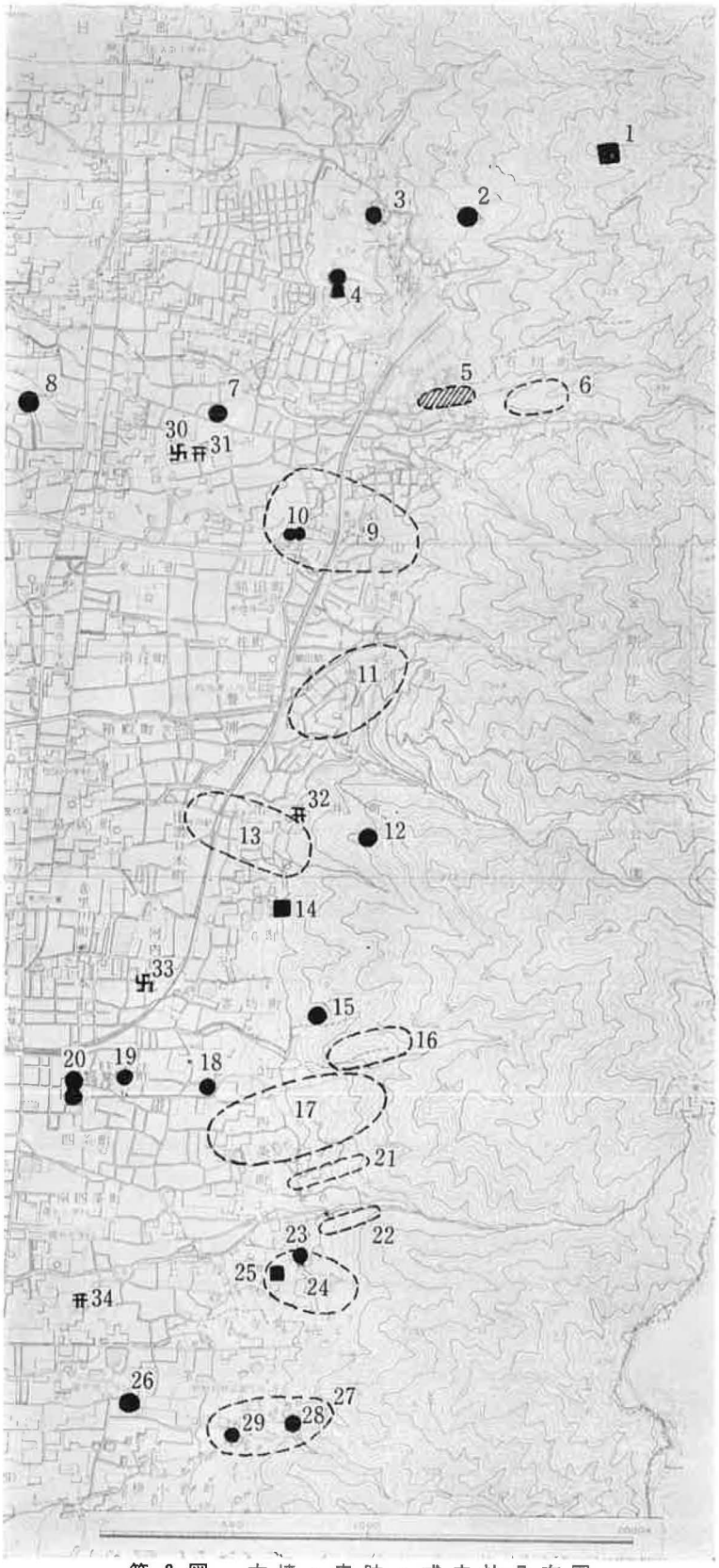

1　イノラムキ古墳
2　東尾古墳
3　日下神社古墳
4　芝山古墳（消滅）
5　墓尾古墳群
6　辻子谷古墳群
7　大籔古墳
8　塚山古墳
9　額田山古墳群
10　夫婦塚古墳
11　みかん山古墳群
12　丸山古墳
13　出雲井古墳群
14　五条古墳
15　五条山古墳
16　客坊山古墳群
17　山畑古墳群
18　馬ハギ塚古墳
19　成山古墳
20　瓢箪山古墳
21　山畑南支群
22　五里山古墳群
23　高塚古墳
24　岩滝山古墳群（仮称）
25　二本松古墳
26　大賀世古墳
27　横小路古墳群（仮称）
28　浄土寺谷古墳
29　常光寺古墳
30　法通寺跡
31　石切劔箭神社
32　枚岡神社
33　河内寺跡
34　梶無神社

第 2 図　古墳・寺跡・式内社分布図

Ⅲ 調査の経過

調査は，昭和44年6月7日より開始した。古墳は，昭和24年の調査当時よりあまり変化を受けておらず，墳丘上・石室内部の清掃を行なった後，精査に移った。まず，斜面地形における古墳築成の方法を究明するため，墳丘上部の東西にAトレンチ，南北にBトレンチを各々設定し，調査を進めた。墳丘は，径10m前後の円墳と考えられ，東（上段）の畑一枚より西に突き出た状態にあったが（第3図），各トレンチを掘り進めた結果，石室主軸（石室は南に開口）より東西に約4.3mと2.5m離れたAトレンチ内部に，約30cm大の自然石を積んだ石組み4カ所を検出し，Bトレンチでも同様に，Aトレンチ東西線より北2.3mの位置において石組を検出した1)。

このため，本古墳の7世紀前半という推定築造時期と，同時期に方形古墳が多いという事実を考え合わせ，本古墳にも方墳を採用し，石組をめぐらせている可能性が考えられたため，トレンチを掘り下げず，急拠，各トレンチを中心にして，石室主軸と平行あるいは直交させてC・Dトレンチを設け，同時に墳丘南半部での石組みを確認するために，Aトレンチと平行にG（西），H（東）トレンチを設けた。その結果，各トレンチで石垣ないし石列を，周囲2段に亘って検出し，もはや石組が矩形の墳丘段築を構成していることが確実となり，全面にわたる表土剝ぎを行なうことになった。

石室を中心として長方形にとりまく2段の石組の内，下段（2段目方丘石組）の石組は，墳丘の南面および北面の一部を除いて良好に残り，西面では，西端コーナーの石がぬきとられているとはいえ，3段に石積みが遺存した。

また，東面は，石組みとならず，比較的細長い石材を横にならべた石列となっていて，北端コーナー（東北コーナー）では，石がやや撹乱をうけ，南端（南西コーナー）では石材がぬかれていた。南面は，ほぼ東西両石組（列）と直交しているのに対し，北面は，東西両ライン及び石室中心線とは直交せず，南面と平行しない北東方向に広がった石列となっていた。更に，上段の石組（3段目方丘石組）については，四面とも良好に石組が残り，四面は全て2～3段の石積みとなっていて，各コーナーも比較的良好に遺存したが，北面については，下段石列同様，北東に広がっていた。これらの石組の検出作業を行う一方，下段の石組をのせる墳丘下部についても調査した結果，全体として一辺15.24mの方形台基を最下段にして，上部に石組をめぐらす大小2つの丘をのせた一種の方形墳であることが判明した。さらに石室の調査では，1/10の実測図を作成する一方，以前の調査では確認されなかった羨道部の調査を行ない完全を期した。羨道と玄室の関係は，ある企画のもとでプラン化された事実につけ加え，石室全体も墳丘の平面構成と深い関係を持ち，古墳築造の規格性・計画性を考える上に数々の重要な知見を得ることができた。

1）石室上部は天井石が持ち去られ，玄室奥半部に天井石4石をのせるのみであり，側壁残存上部には，両壁と平行してコの字形に石積みが施されていて，第6図の石室天井石の上部から横に続く石は後世に施されたものである。

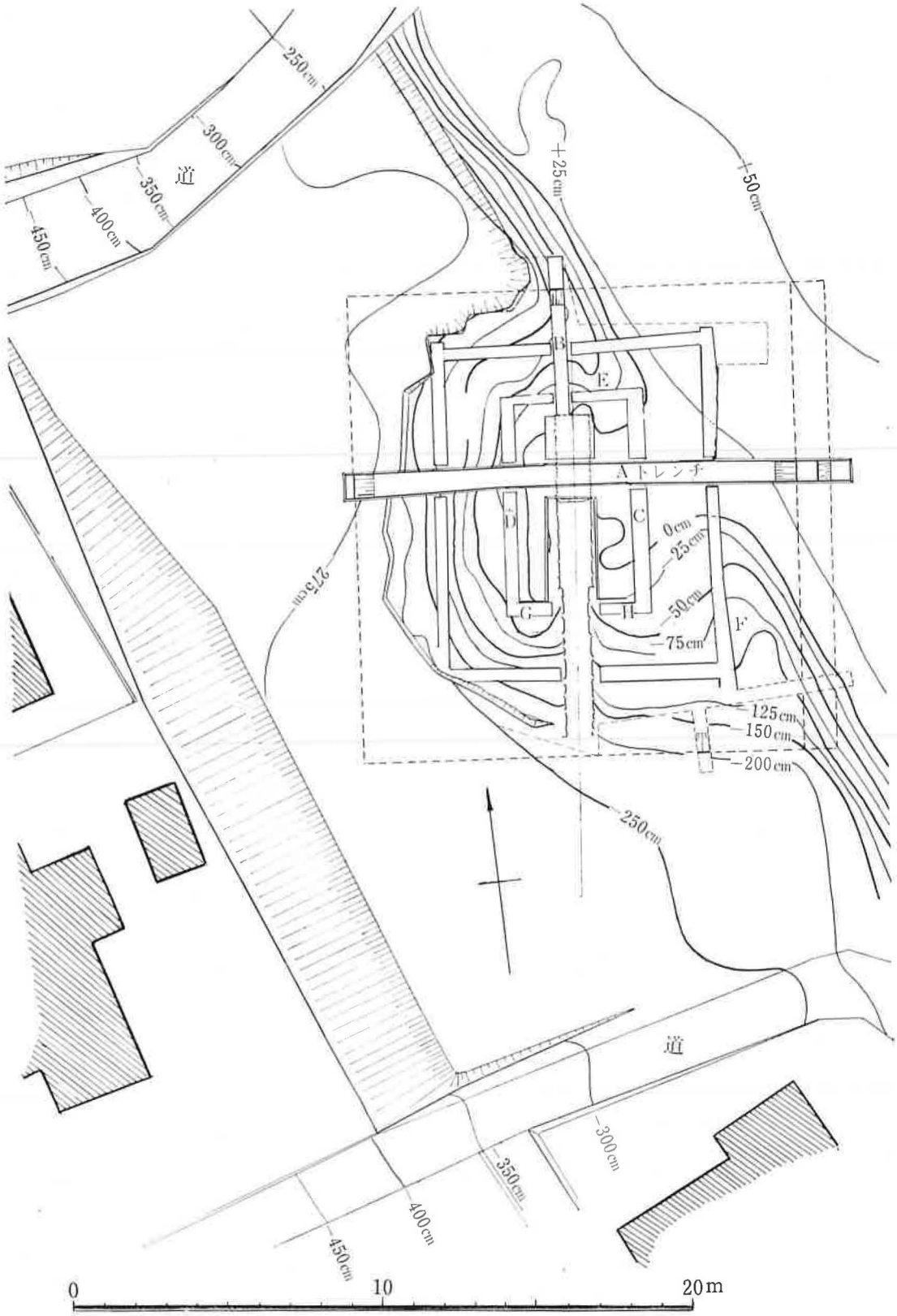

第 3 図　墳　丘　測　量　図（1/200）

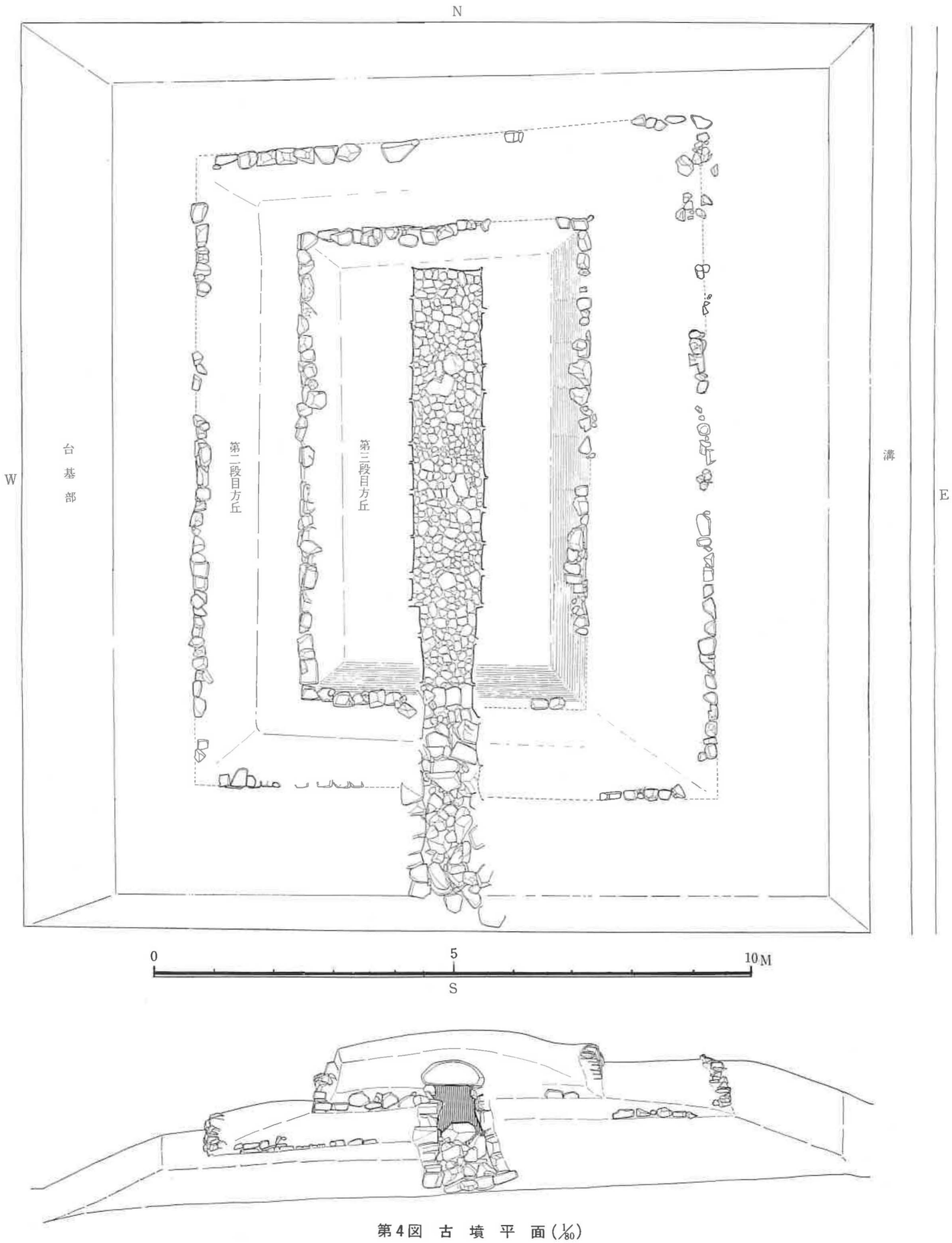

第4図　古　墳　平　面（1/80）

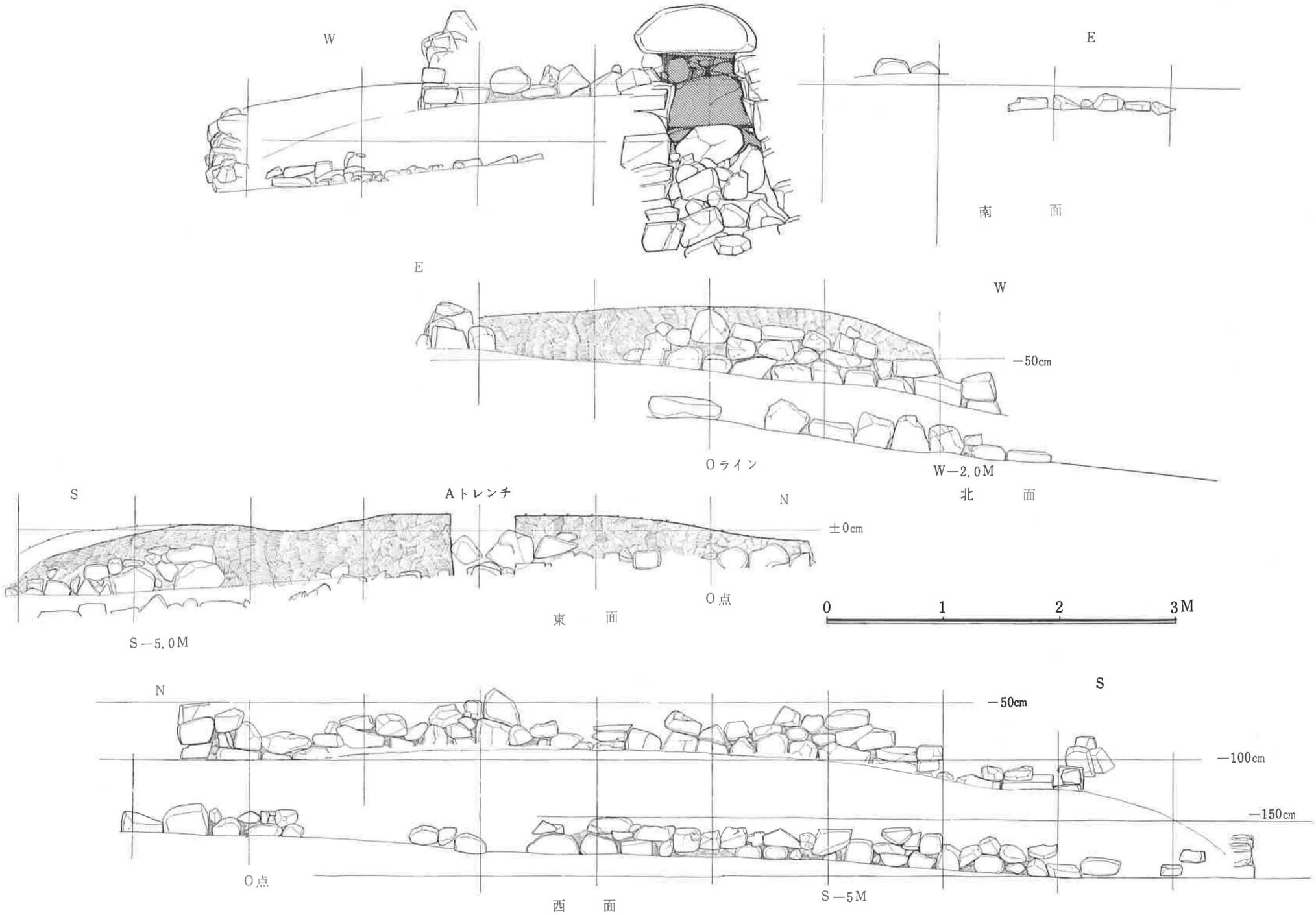

第5図　石組測面図（1/40）

Ⅳ 調査の概要

1 墳　　丘

墳丘上に設けたA～Hトレンチおよび全面にわたる表土剝ぎ作業の結果，墳丘は，方形台基部（第1段目方丘）を最下段に，上部は石組ないしは石列を長方形に配した大小2つの方丘（第2段目方丘，第3段目方丘）をのせた3段築成の一種の方形墳であり，内部の狭長な石室は，墳丘築成の上に極めて深い関係を持つことが明らかになった。

1）第1段方形台基部

台基部については，墳丘の端が西から北にかけて採土が行なわれていたため，全体にわたる墳丘端は把握出来なかったが，四面の各部において検出に努めた結果，西面では台基端が石室中心線より西へ約5.2～7.2mの位置に50～80cm大の自然石を西へ傾斜を以って乱雑に縦積みされている部分があり，これらの積石群が切れる西端で上部盛土および地山の変化がみられ，墳丘は，この位置，つまり石室主軸より西へ7.2mの位置にあることを確認した。また，北面においても同様な構造を検出したが，地形が北東に高くなる関係上，その基底面も高くなっており，石材もそれほど大きなものは使用しておらず，石室奥壁中心部を0（以下0点と呼ぶ）として，北へ4.12mの地点に台基端があることを確認した。

東側では，地形は一層高くなり，Aトレンチの端で，石室中心線より東へ6.4mの地点に巾1.8m，深さ0.8mの溝を検出した。これは旧地形と古墳とを区画し，切り離すための造作と考えられ，そのベースは地山となっているために，台基東半部はそのまま旧地形を整形加工したものにすぎない。従って，台基部東端は，溝の底部西側で測ると，石室中心線（以下Oラインと呼ぶ）より東へ7.2mを測る位置にあたることになる。南側については西側同様一部墳丘が採土されていたため，正確な値は把握出来ないが，Oラインより東へ4mの位置に南北に設けたトレンチでは，石を検出できず，O点より南へ11.1mで盛土が切れていることを断面で確認した。

この様に，台基部については部分的であったが，地形ならびに上部方丘との関係より，南北全長15.24m，溝の底部西側で14.24m，溝の東端部を含めると15.34mの，ほぼ正方形に近いプランを持っていることが判明した。

ただ北面については，以下に記す上部の大小二つの方丘の北面が南面と平行せず，北東へ広がっていることも予想され，これは，地形に左右されているものと考えられる。

2）第2段方丘

台基部の上部に下段同様の方丘をのせているが，台基部内の乱雑な石積みとは異り，視覚的効果を上げ下段の台基とを画すために，周囲に自然石を使用した石垣ともいうべき石組を四辺に配しているが，東辺のみ石列となっている。一部をのぞいて各コーナーが残り，西辺では最も高く，2段に積んでいるが，北面・東面と南面の一部では石列となり一段である。これは，台基がそもそも自然地形にある程度制約をうけ，傾斜をもつ台基上面となった結果によるものであると共に，出来る限り方丘の上面を水平にしようとする配慮が見られる。

石組・石列の各面での実測値は次の通り，

北面	8.48m	東面	11.44m
南面	8.80m	西面	10.56m

の長方形の方丘となっているが，東面と西面はほぼOラインと平行し，南面もOラインと直交するのに対し，北面は北東へ広がっていて，結果的には，東ラインの数値を0.7m伸ばしていることになっている。

石組は，全体に30〜40cm大の閃緑岩（生駒石） の自然石を使用し，乱石積の方法をとっている。北面では， 50〜60cm 大の石を横位にすえ，１段に作っている。また，石組のベースは，先に記した様に，一様ではなく，東北コーナーを０とすると南東コーナーで－40cm，北西コーナーで－1.2m，南西コーナーで－1.8m を計り，きわめて傾斜したベースとなっている。これと同じように，上面もある程度，石組みの高さで調節されているもののやはり傾斜（南西方向）は強い。なお，２段目方丘の石組上面より次第に傾斜を以って上り，約１m弱の平坦部をもって第３段目方丘の石組基底面に続いている。

南面と西面の数値の比は，１：1.2である。西面の数値は，石室全長（10.56m）と等しく，同じ規格で設定されたものである。石室と第２段目方丘との関係は，上の通りであるが，その北面が奥壁より1.84mの位置にあり，南面は，奥壁より8.8mの位置にあり， それは， ちようど羨道部の始まりより⅔の所を横切ることになっている。

3）第３段方丘

３段目方丘は，形態および構造上，同様の方法で作られていて，２段目方丘の上にのっている。各面は，下段とほぼ平行で，各面の数値は下記の通りである。

北面　4.88m　　東面　8.22m　　南面　4.78m　　西面　7.80m

相対する面の長さは，南北で10cm，東西では40cm の差があるが，西・南・東のラインは，Ｏラインと平行ないし直交している。

石組は，西面で２段積（１部３段積)， 北西コーナ附近で３段積となり， 東面は，第２段方丘部石列と異り，２段積となっている。これは，墳丘東半部において，台基部と２段方丘部への変化が石列をもって移行し，高さにして余り変化をもたないのに対し，東端にあたる溝によって画される台基部につづいて形の上に変化の あらわれる部分と なっている。３段目方丘石組と石室の関係は，北面で０点より北へ0.76m（北西角で0.56m）を測り，南面は羨道部の始まりより，⅓の所（０より南へ7.32m）を横切っている。

各面の基底ベースは，南西コーナーで石室床面より約１m上方，北東コーナーで1.2m，北西コーナーで1.8m ，南東コーナーで約１mを測り，南面は，ほぼ水平に整えるに至っているのに対し，北面では，約60cm西へ傾斜している。

しかし全体的に見れば，第２段目方丘の築成面が，１段目方丘上面に制約を受けて必然的に傾斜したのに対し，石室前面に関しては，上部の３段目方丘に近い程，古墳全体の形を水平に整えていっている配慮がみられる。

第３段目方丘上面（墳頂部）は，現在ではかなり土が流失しているが，復原を試みるとすれば，四面の石組みより中央部に向って傾斜をもってあがり，約3.5×6.6m位の平坦部を形作っていたものと考えられる。

なお，３段目石組の南面と西面の北は，１：1.65であり，２段目方丘部の石組の比率と比較すると，西辺の長い長方形となっている。全体として，３段目方丘の高さは現状で， 東辺においては約55cm， 西辺においては約90cm を計り，当初は西辺近くで１m近くを測ったものと考えられる。

2　石　　室

石室に関しては，戦後の調査に付け加え，羨道前半部の検出に努めた結果，羨道は玄室長に近い4.78mを測り，内部に充満する閉塞は，羨道部の端まで崩壊した状態で続いていることが判明した。

1）玄　　室

玄室は，奥壁部での幅1.14m（修正長1.17m)，羨門部での幅1.17m，長さ5.

64mを計り，南よりやや西方に開口している。奥壁部幅と羨門部幅は，約3cmの差があるが，これは石の設置の場合のずれとして認めると，極めて狭長な長方形の平面規格を持っており，幅と長さの比は約1：5に近い形態をとる。床面には，羨道まで全体に15cm大の石を敷いて埋葬床面とし，中に40〜50cm大の石を所々混えている。観察では，前半部より奥半部が整っている様である。

玄室は，高さ1.5mを計り，奥半部に長さ70cmの4石の天井石を残しているが，元来は7石の天井石を以って玄室をおおっていたものと考えられる。奥壁には，80×100cmの母石を第1段にすえ，上部にやや小型の石を2段目にして，天井石との間を30cm大の石でうめている。また，東西両壁とも平均5段積みで，下の3段目までは70×35cm大の石を横に積み，上部の2段は，比較的小さな30×40cm大の石材を積むことにより，天井石の高さを調節しており，両壁とも内部へ15〜30cmせり出している。

2）羨　　道

羨道部は，玄室より約10cmの両袖をもって，巾0.96cm，長さ4.80m続いている。袖部は，80×50cm大の石材を立てて玄門部を整えている。羨道の平面プランは，西壁が直線的に近いのに対し，東壁は，袖部より1.7mの所で巾がやや広くなって前端部へ続き，またこの点で，玄室より続く敷石も1.68mの所で一線を画して切れている。さらに，内部に充満する閉塞石積みの始まりが，敷石の切れる位置より約50cm奥壁に近い位置より一線を画して始まり，現状では石が崩れた状態であるが，元来は最も高く閉塞石の残る羨道の⅔の所で，石積みの終りをなしていたことを示している。

なお，玄室と羨道を含めた石室全体の平面プランについては考察で記す通りである。

戦後の調査では，羨道袖上部に天井石1石をのせているが，現在ではとり除かれ，元来は，閉塞の最も高く残る所まであり，両壁もちようど4段より2段へ変る約2.3mの位置までは存在したものと推定したい。なお閉塞下部の床面で金環2個を検出している。

3　出　土　遺　物

今回の調査で出土した遺物としては，羨道閉塞下部床面近くで検出した金環2個と閉塞崩壊部内において検出した若干の須恵質棺片がある。ここでは，昭和24年調査当時に検出された遺物を含めて列挙し，図示するにとどめたい。

四注式須恵質棺破片，土師器皿　2，須恵器　坏蓋身　2，瓦器皿　破片蓋3，金環2＋2（今回），鉄釘　約10本

当時の報告によれば，多量の須恵質棺片が，玄室の奥半部に検出され，多数の鉄釘が玄室の前半部より出土しており，1号墳同様に，須恵質棺を奥に木棺を前に安置する方式をとっていて，狭長な玄室を持つ石室が築造当初から2棺あるいはそれ以上の棺を安置することを計画されていることが考えられる。尚，同様な須恵質棺は，当地では高安古墳群中の天神山古墳1)からも出土している。また本古墳の四注式須恵質棺は，朱の塗布が見られたという。石室の形態をはじめとして，須恵質棺は，豊中市太鼓塚古墳群例2)と極めて近い。

1）『中河内郡誌』　大正13年

2）『豊中市史』　史料編，昭和35年

第 6 図　羨道部より玄室をみる

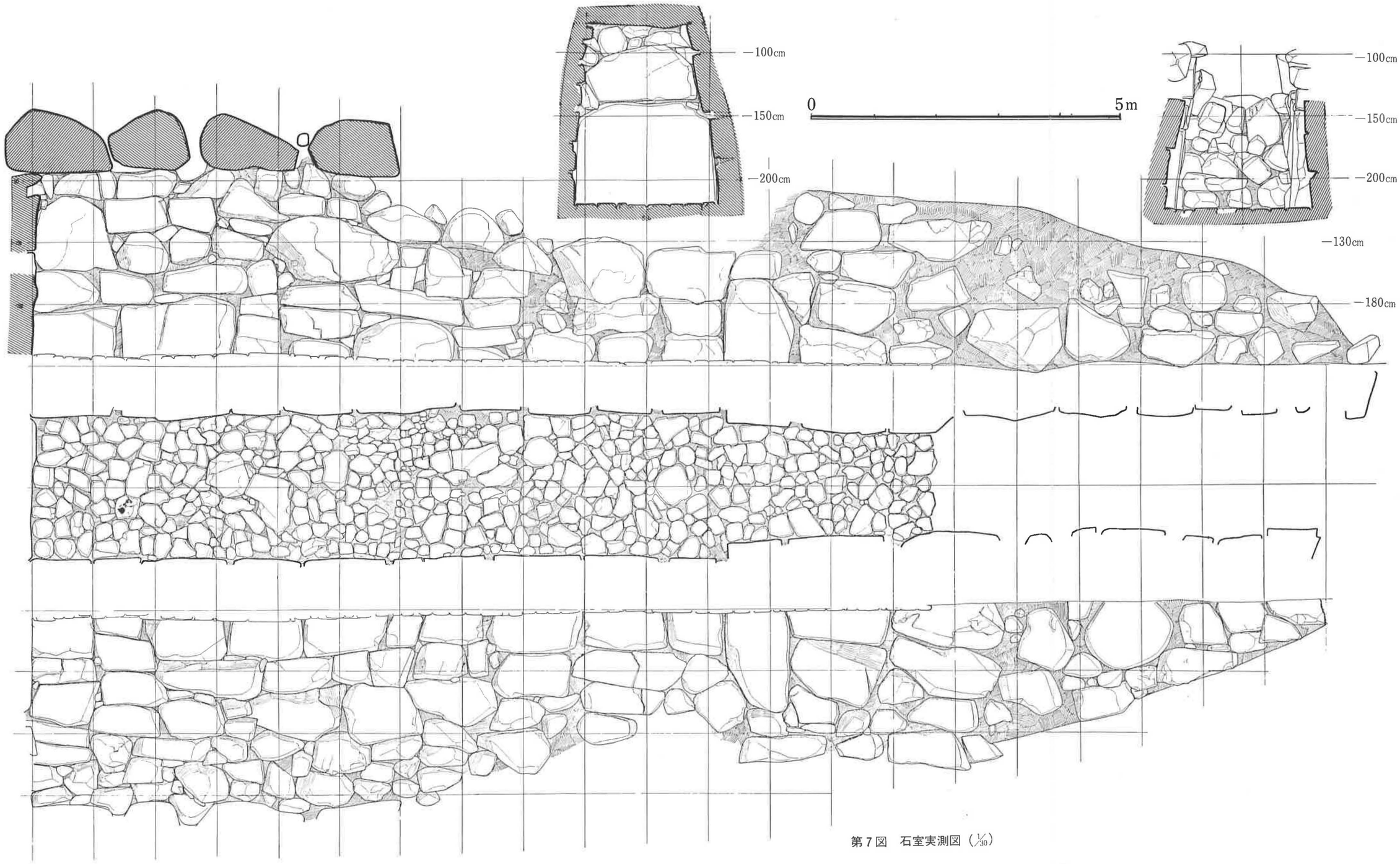

第7図　石室実測図（1/30）

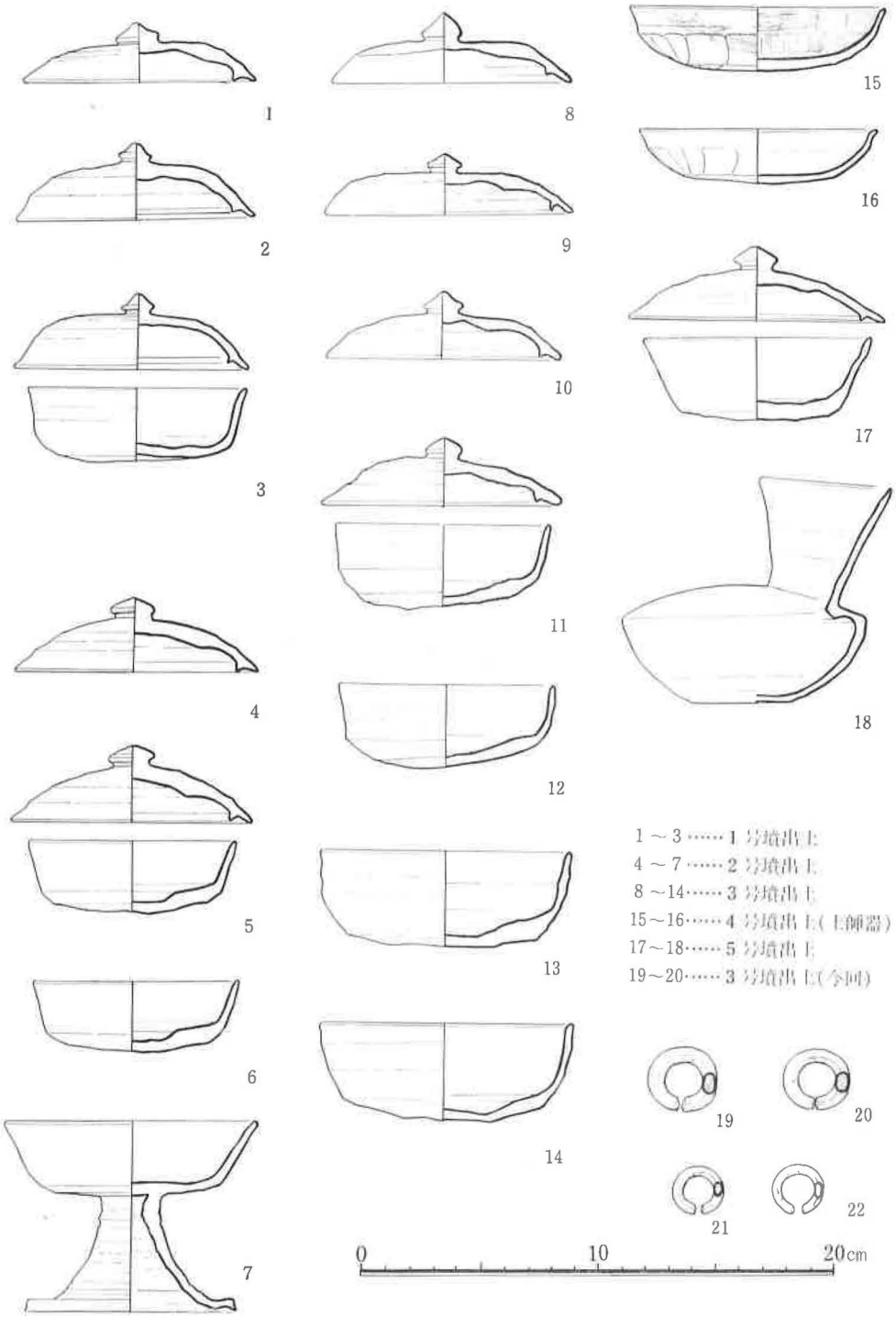
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
1～3……1 号墳出土
4～7……2 号墳出土
8～14……3 号墳出土
15～16……4 号墳出土(土師器)
17～18……5 号墳出土
19～20……3 号墳出土(今回)
0
10
20cm

第 8 図　出　土　遺　物

V 考　　察

墓尾３号墳は，これまで見てきた様に，極めて整美化の進んだ形態と内容によって，古墳文化研究の上に種々の問題をなげかける結果となった。

1　古墳築造の時期

本古墳を含め，墓尾古墳群は，須恵質棺（四注式）に木棺を併用するという埋葬方式が採用されていることが判明しており，各古墳出土の須恵器もほぼ同一の形式に属するもので，坏を例に見ると，いわゆる宝珠形のつまみを持ち，完全な平底に至っていない形式のもので，窯跡出土例のものでは，陶邑古窯跡群中のＴＫ217古窯[1]出土品に近く，古墳出土例では，滋賀県孤栗Ａ―３号墳[2]，Ｂ―２号墳第２次埋葬の土器に近い。また，須恵質棺および石室は，豊中市太鼓塚古墳[3]と非常に近いもので，本古墳にみられる外装の整美具合と規格に依る可能性は，本古墳の築造時期を７世紀前半でも中葉に近い時期にもっていくことが出来よう。

2　合葬の計画性

本古墳における墳丘・石室の規格，計画性は，石室内に埋納する須恵質棺に併せて，木棺を同時に追葬する合葬を，前もって計画している可能性を持っている。大籔古墳での埋葬方式とは違った，被葬者の範囲の整理された二棺（あるいはそれ以上）の合葬形態であり，追葬の範囲が，ある一定の関係（夫婦）に限定されている可能性があり，前律令的規制の一端をうかがうことが出来るのではないだろうか。

3　石組外装の方墳

これまでに，墳丘上において石組みがめぐらされている古墳の調査例は極めて少い。古墳の内部主体である横穴式石室の入口部から，側面近くへ石組を施し，石室前面を整備している例（外護列石等と呼ばれている）は若干あるが，全く性格の異るものである。幸いにも，前記滋賀県甲賀郡甲西町所在の孤栗古墳群の調査では，Ａ支群の２号墳・３号墳，Ｄ支群の３号墳に同様な石組がめぐらされていた。Ａ―２号墳では，横穴式石室を内部主体とする円形の封土上に羨道両端から石組が半円形近くにめぐり，Ａ―３号墳，Ｄ―３号墳は，木棺直葬の方形墳で，方形台基上に石組を施した方丘をのせるという本古墳に非常に近い形態と構造を持つ例が知られていて，築造の時期も出土土器から，７世紀中葉に比定されている。

上例の古墳の石組は，比較的小型の自然石を使用し，石組とされているのに対し，本古墳に近い標高380m尾根上斜面に築造されている１辺約15m の方形墳イノラムキ古墳では，切石の横穴式石室前面より側面へかけて１m大の石材で土どめを行うと同時に，斜面上に築かれた方形墳の外形を整え，いわゆる結界石に近い例を示している。これらの設備は，墓域を画し，外容を整えるという朝鮮半島の新羅・高句麗古墳にみられる護石との関係が考えられると同時に，岡山県唐臼墳墓に見られる様に，一辺６mと4.5m の方形二段の列石をめぐらした奈良時代の火葬墳墓にみられる外部設備との関連は，墓制にあらわれた仏教文化の影響の一具体例を物語るものであろう。

1）田辺昭三氏『陶邑古窯址群Ⅰ』平安学園考古学クラブ，昭和41年
2）水野正好氏『滋賀県甲賀郡甲西町孤栗古墳群』滋賀県文化財調査概要
3）『豊中市史』史料編一，昭和35年
『豊中市の文化財』，豊中市教育委員会，昭和40年
藤井直正「大阪府豊中市中非山古墳群」『日本考古学年報』18所収，昭和45年

4　墳丘石室の平面規格

第９図　豊中市太鼓塚古墳

本古墳は，方形墳形式を原則として採用していることは，大化前代，すなわち国家の中央集権体制強化の流れにのるものであろうが，その実態を古墳の規格性という観点より考えてみたい。

墳丘は，台基部で南北15.24mを測り，東西14.24mを測るが，古墳と自然地形を切り離す溝の東端までを含めると東西15.34m を測り，全体としての古墳築造の規格は，あくまでも正方形のプラン（他の多くの方形墳と同じ様に）を採用しており，上部２段の方丘が，長方形となった理由として，横穴式石室の持つ家族墓的な性格あるいは追葬という計画性の上に立って企画化された狭長な玄室プランを南北に長く方丘内へ入れるためには，上部に出る全ての天井石をおおい得る高さの盛土と長さが必要であり，このことが，必然的に上部２段の方丘を長方形のプランに規格化されたものと容易に考えられる。

簡単に言えば，原則として古墳の平面プランは方形を採用しつつも，内部に収容の予定される被葬者の数によって決められた玄室長は，その構造上上部の方丘を長方形にとらざざるを得なかったのである。

古墳を立面的に見ると，古墳の構築は，当地で類例が多い様に，傾斜地形を約1.2m の深さに掘り下げ，その結果得られる一辺約10mの平坦部を石室ベースとし，石室構築と併行して，平坦部端に基礎の土どめの機能を持つ大型の石を縦積みにして，除々に台基部から上部方丘へと進んだものと考えられる。

石室と各方丘との関係を見ると，奥壁は台基の中央の対角線交点（Ｘと呼ぶ）より北へＯライン上に3.4m を測り，後期古墳の多くの石室が，墳丘中央部に奥壁を置いているのとは異っている。各方丘の比は，石室全長と同長の２段目方丘西面長を１とすると，台基より1.44：１：0.73（西辺長比）となる。この様な全体的な方丘の比率は，石室と比較すれば次の様になる。

台基部南北線の中点を石室主軸に直交させると，その点は台基対角線の交点，つまりＸとなる。

Ｘは，玄室奥壁巾をＹとすると，Ｏ点より３Ｙになる点であり，袖部は５Ｙ弱となり，ＸよりＯ点までの３Ｙの２倍＝６Ｙにならず，玄室の長さは，予定収納棺の数（人数）ないし長さによって決定されることが察せられる。

以上のことは，玄室長より，ＸからＯ点までの３Ｙの基準となる奥壁巾が重要性を持ってくることになる（尺度の存在と使用の可能性)。奥半部（３Ｙ）の２倍の６Ｙは，丁度羨道部閉塞石の積まれる一線にあたり，しかも石室全長は，９Ｙにあたる。

この様に奥壁巾をＹとして各方丘石組の長さの比を分析すると，台基部西辺は13Ｙとなり，南面は12Ｙ強，溝の巾を入れると13Ｙとなる。

更に，２段目方丘の西辺は９Ｙ，南面で７Ｙとなる。３段目方丘は，西辺で6.5Ｙ強となり，南面で４Ｙとなる。これを整理すると

	台　基　部	２段目方丘	３段目方丘
西面	13Ｙ	９Ｙ	6.5Ｙ強
南面	12Ｙ強	７Ｙ	４Ｙ

（石室全長＝９Ｙ）

となり，上部の方丘ほど西面の延び率が大きくなっている。

更に興味あることは，各丘のコーナーは，Xからの距離がほぼ等しく（東北角以外），台基コーナーはXより９Ｙ，２段目方丘コーナーは６Ｙ弱，３段目方丘コーナーは４Ｙを計る。

この様に見てくると，古墳は，計画されたプランに合せ，現場においてXなる点を原点として石室及び方丘のプランが求められ，構築されている可能性が大きくなってくる。そこでYなる奥壁巾であるが，大型石室においては，石材の凹凸や大きさによって，据えられるべきラインとはずれておかれる結果となることが多いと思われるが，幸にして，本石室の石材は，比較的小型で，玄室平面プランのラインもほぼ両壁とも平行しており，石材設置時の誤差も比較的少いと考えられる。奥壁巾は，114cm（修正長117cm）を測る。ここでまず，玄室・羨道にわたる全体の平面プランを考えると，羨道端と両壁の奥壁部とにかこまれる正しい長方形のプランの中に，石室をはめることが出来る（Ｙ：９Ｙ）。また，南西各コーナーと南東各コーナーを各々結ぶ延長線は，ちようどＯラインの5.5Ｙ（Ｘより1.5Ｙ）で交り，石室長方形プランとその延長線の交点で玄室長（袖の位置）が決定されている。玄室は，ほぼ奥半部にぴったりと合うことは言うまでもないが，羨道の平面構成には，玄室巾を両壁において約10cmほど内へ袖をもってせばめ，ＸよりＯ点（奥壁部）まで３Ｙの２倍，つまり６Ｙの位置まで奥壁コーナーと袖をむすぶ線上に石を据え，それより前部の東壁では，再び本来の規格巾（Ｏラインより½Ｙ＝奥壁巾の½）にもどしている。また西壁は，６Ｙ地点よりそのままの巾で東壁と平行させている。こうして見てくると，６Ｙ地点より前半部は，いわゆる，羨道として閉塞の行われる部分とは違った意識が働いている様に思われる。

さて，Ｙなる奥壁巾であるが，各方丘及び石室がＹなる長さで割り得る以上，ここでＹなる数値の尺度が問題となる。そこで，測りえた各点の実測数値を高麗尺１尺を25.63cm，唐尺１尺を29.69cmとして，当てはめてみるならば，次の表の様になる。

	奥壁巾	玄室長	羨道巾	羨道長	台基西辺	2段西辺	3段西辺	Xより台基コーナー	Xより2段コーナー	Xより3段コーナー
高麗尺	3.2尺	15.8	2.7	13.5	24.8	29.6	21.9	40.0	26.0	17.2
唐尺	4尺	19.0	3.2	16.2	51.4	35.6	26.3	35.0	22.4	15.0
cm	修正長 117	566	96	480	1524	1056	780	1036	668	442

上表の通りで，両尺度のうちのどちらかへこじ付ける訳ではないが，換算数値では，むしろ破数の少い唐尺ないしは，それをもととする尺度が用いられている可能性が大きい。

この様に見てくると，石室と墳丘の築成はまずXなる原点を中心として，所定の尺度を基準にした円内に石室長主軸と平行あるいは直行する四辺により，各方丘をつくっていることが判る。尚，石室の中心点がXとならないのは，X

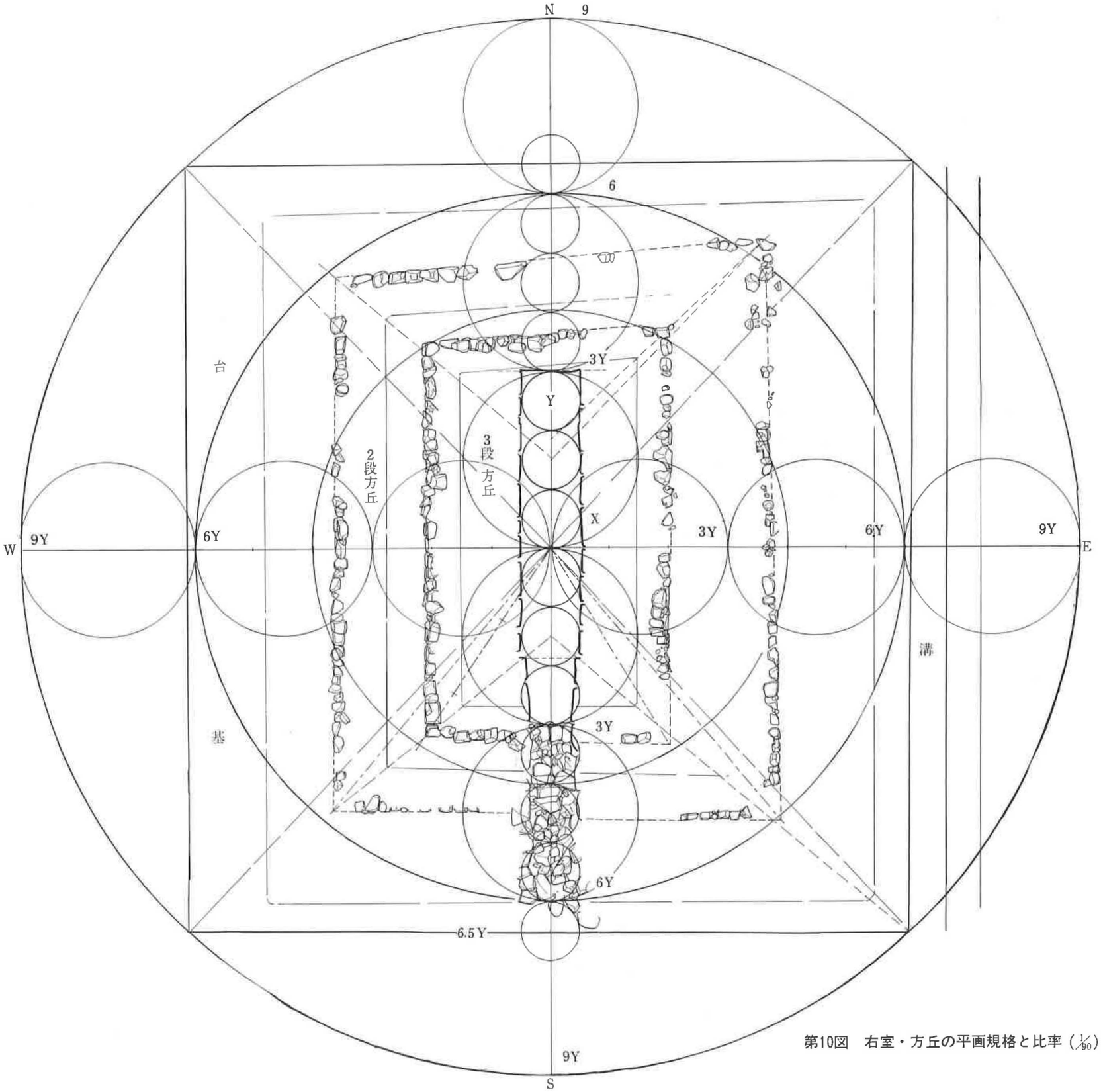

第10図　右室・方丘の平画規格と比率（1/90）

と必要とされる石室の長さの中心点を合せれば，奥壁部は，当然方丘外に出ることを配慮したものである。

台基は，おそらく唐尺にして70尺の円内に，２段目方丘は45尺の円内に，３段目方丘は30尺の円内に各々設けられたものであろう。

また，70尺の円内に含まれる台基は１辺50尺に近く，大化の薄葬令の王に規定された方九尋が50尺に近いものであるとすれば，令施行以前，すなわち律令的支配の進行と仏教思想の影響を強く受けつつあった在地有力家族集団の古墳造営の上に具現化された初現的葬送規制といえるのではないだろうか。

これまで見てきた様に，本古墳群は，当地でも群集墳が築造を終えた６世紀末よりさらに遅れる７世紀前半期も中葉に近い時期を示しており，方墳形式の採用，石組をめぐらす極めて整備の進んだ墳丘，火葬墳墓形式との関連性，墳丘，石室にみられる規格性（古代寺院の建築技術と関係が深い）須恵質棺に木棺の併用が示す合葬形式等に見られる本古墳の実態は，除々に浸透しつつあった仏教文化を基調とした律令的体制化の過程で，当地有力家族集団に徐々に強化されていく律令的規制が一古墳造営の上に生んだ一結果であろう。このことは，さらに本古墳群の所在する地域に，奈良時代を中心とした蔵骨器の出土が目立ち，古墳とともに一つの共同墓地を新たに形成している事実と相まって集団自体の性格を考える上に極めて示唆的であり，大籔古墳の南に接する地域（式内石切劍箭神社境内）より飛鳥時代後期の屋瓦の出土をみる法通寺跡との関係が極めて重要となってくる。

以上の様に，問題点は極めて難題であり，古墳時代終末期における諸問題を解明する上に同様な古墳の調査例の増加と分析に期待したい。

図版１　南より石室入口を見る

図版２　石室と石組の関係

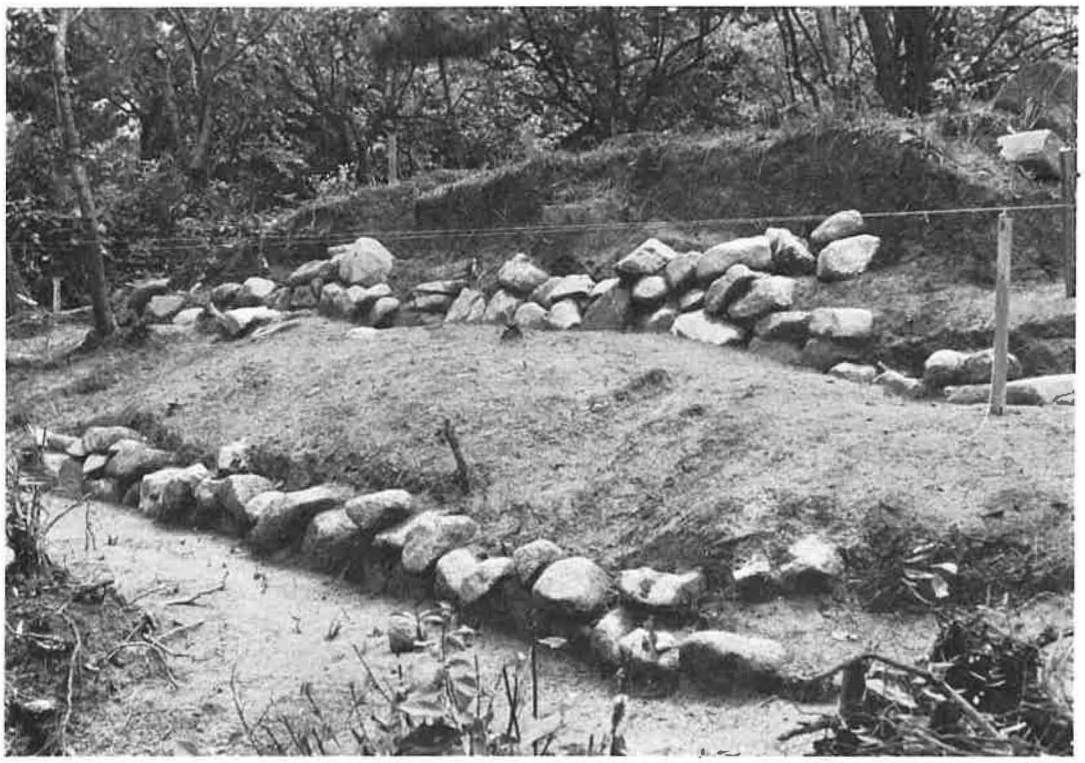

図版 3　2 段目及び 3 段目石組（西面）

図版 4　北 東 コ ー ナ ー

図版5　北　面　石　組

図版6　東面石組（石列）南より

図版７　二段目方丘と三段目石組の状態

埋蔵文化財包蔵地調査概要　8

墓 尾 古 墳

1971.6　　東大阪市教育委員会